

過積載から道路を守るため、北陸地方整備局・警察署による 『違法トラックの合同取締り』を実施します

大型トレーラ等の特殊車両が通行する際、道路法及び車両制限令で定められた一定の寸法や重さを超える場合には、道路管理者の許可が必要となっています。

しかし、無許可の特殊車両や過積載など重大事故につながる恐れのある車両の通行は依然として多く、これら違法車両を排除するために、北陸地方整備局・警察署が合同での取締りを下記のとおり実施します。

■北陸地方整備局による特殊車両を対象とした道路法による取締り（裏面参照）

■警察署による過積載を対象とした道路交通法による取締り

□取締日時：平成26年8月4日（月）13時30分～15時30分（雨天中止）

□取締場所：国道7号 朝日除雪ステーション（村上市宮ノ下地先）



〈昨年の取締り状況〉



※国土交通省では、昨年3月1日に特殊車両に対する指導取締要領を改正し、特殊車両の通行に対する指導、取締の徹底を図っています。

「改正内容」

- ・特殊車両を繰り返し違法に通行させた者等を国道事務所等に呼び出して対面では正指導書を交付し、是正措置を講じることを指導。
- ・是正措置を繰り返し受けたにもかかわらず、是正に応じない場合は、弁明の機会を付与した上、再び是正指導を実施し、その会社名及び是正指導内容等を公表。
- ・重大な交通事故や常習的に違反をした場合等は、聴聞を行った上で、許可を取消し、会社名や取消し内容等を公表。

（担当：道路管理課）

同時発表記者クラブ

新潟県政記者クラブ
新潟県政記者クラブ
新潟日報社（村上支局）
村上新聞社
いわふね新聞社

問い合わせ先

国土交通省 北陸地方整備局 羽越河川国道事務所
道路管理課長 志田 和弘
TEL：0254-62-3211（代）
新潟県 村上警察署 交通課長 井上 雅彦
TEL：0254-52-0110（代）

◎ 道路法に基づく車両の制限

道路は一定の構造基準により造られています。そのため、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度を次のとおり定めています。この最高限度のことを「一般的制限値」といいます。（道路法第 47 条 1 項、車両制限令第 3 条）

➤ 下表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です

	道路の構造による限度 (車両制限令等)
長さ	走行(連結・積載)状態で 12m ※トレーラ等連結車はほとんどが これを超えます。
幅	積載状態で2.5m
高さ	積載状態で3.8m (一部道路では4.1m)
総重量 (車+乗員+荷物)	積載状態で20t (一部道路では車両の構造に応じ て最大25t)
軸重	積載状態で最大10t



【注意】

- ・車両の大きさや重さに関する制限はこのほかにも「道路運送車両法」、「道路交通法」でも定めがあります。
- ・自動車検査証に記載の車両総重量等の範囲内であっても、左表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です。